



難病相談窓口 NEWS

VOL. 14

発行:2025年3月18日

難病の患者さんが利用できる制度や
サービスについてのご案内



チェック！



ご自宅に特定医療費受給者証 の継続更新の案内が届いて いませんか？

特定医療費(指定難病)受給者証は、
毎年更新の手続きが必要に
なります。
有効期間が過ぎると新規扱いと
なります。

チェック！



お困りのこと
がありましたら、
気軽にご相談
ください

有効期間終了日は、都道府県や政令指定都市により異なります。
有効期限の3～4カ月前に、継続更新の案内が届きます。
継続更新には、**医師の臨床調査個人票(診断書)**が必要です。
案内が届いたら、早めに医事課受付で診断書の申し込みを
お願いします。

独立行政法人国立病院機構 宇多野病院
(京都府難病診療連携拠点病院) 難病相談窓口
代表：075-461-5121 (予約専用：075-461-8309)
(お問合せ・予約受付時間：平日9時～16時)
〒616-8255 京都府京都市右京区鳴滝音戸山町8